

委員会提出議案第 2 号

「平和安全法制整備法」、「国際平和支援法」案に関する
慎重審議を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定
により提出します。

平成 27 年 7 月 3 日 提 出

提出者 総務委員会

委員長 田中 博晃

**「平和安全法制整備法」、「国際平和支援法」案に関する
慎重審議を求める意見書**

本市では、これまで「世界連邦平和都市宣言」「核兵器廃絶平和都市宣言」を決議し、全世界の恒久平和と全人類の繁栄を念願し、日本国憲法に掲げる恒久平和主義の理念にもとづき、その意思を表明してきた。

国と国民の命を守ることは国家の最大任務である。これら法案は、国際紛争を未然に防ぎ、また、国際社会の平和と安全に貢献することによって我が国の平和と安全を維持するよう、新たな安全保障体制を構築するものであるとされている。

しかしながら、これら法案は、既存の関連法制 10 本についてそれぞれ一部を改正する法案と、全く新たな法案で構成されており、その内容は非常に難解で、現時点において国民一人ひとりに不安を抱かせずには置かない状況である。

よって、国においては、今回の安全保障関連法案の審議において、国民の十分な理解のもと、国民の将来にとって最善の道が開かれるよう、慎重かつ十分な審議を尽くすことを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日
橋 本 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長